



メディカル クォール

2013

# 8

AUGUST  
No.225

プーシキン美術館展「フランス絵画300年」は、9月16日まで横浜美術館で開催後、神戸市立美術館へ巡回する



ピエール=オーギュスト・ルノワール  
《ジャンヌ・サマリーの肖像》  
1877年  
油彩、カンヴァス  
56×47cm  
©The State Pushkin Museum of Fine Arts, Moscow

### 医療構造改革の今日的課題⑨

復活した「骨太の方針」のもとでの医療改革論議  
医療保障政策研究21

### トレンド・レポート

2015年度からの「地域医療ビジョン」策定など  
今秋国会提出予定の医療法改正案の概要

### 医療変革期の病院経営戦略⑩

総合診療医  
国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

## 今月のKEYPERSON

上西 紀夫氏 公立昭和病院院長

「より多くの医療者に病床分類の望ましいあり方について関心をもっていたいただき、議論に参加していただけることを期待しています」

## 特集

第一五回日本医療マネジメント学会学術総会レポート  
震災で延期された盛岡での開催に多数の参加者  
テーマは「とりもどそう あたたかい故郷を」



第14回 奨学金制度の現状①

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂

<表1>

貸与者・返還免除者	内容	課税関係	事例
雇用者または将来の雇用者	職務に直接必要な技術の習得等のための費用に充てるものとして支給する金品（所得税法基本通達9-15）	費用として適正なもの	・(独)国立病院機構の看護学生奨学金（平成21年12月16日国税庁回答） ・医学生奨学金（平成24年3月9日名古屋国税局回答）
		上記以外	・医学生修学資金（平成22年10月18日大阪国税局回答）

ている者であり、初期臨床研修および専門研修は、研修先の病院から給与が支給されるものであつて、研修費用を負担して受講するものではないので、そもそも基本通達九一五の適用はない。

国は都道府県に対し、地域医療再生計画に地域枠の医学部定員増を設

<表2>

<p>(使用人等に学資金等として支給される金品)</p> <p>9-14 使用者から役員又は使用人に対してこれらの者の修学のため、又はこれらの者の子弟の修学のための学資金等として支給される金品（その子弟に対して直接支給されるものを含む。）は、原則として給与に該当するのであるから、当該役員又は使用人に対する給与等として課税することに留意する。</p>
<p>(使用人等に対し技術の習得等をさせるために支給する金品)</p> <p>9-15 使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。</p>
<p>(使用人に対し学資に充てるために支給する金品)</p> <p>9-16 使用者が使用人に対しその者の学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）における修学のための費用に充てるものとして支給する金品で、その修学のための費用として適正なものについては、役員又は使用者である個人の親族のみをその対象とする場合を除き、9-15の取扱いに準じ、課税しなくて差し支えないものとする。</p>

けて、医師確保のための修学資金（奨学金）を設定する政策を推進している。また、市町村においても同様の医師確保のための修学資金（奨学金）貸付を行っているところも少なくない。

しかし、これらの支援策に係る返還免除への課税は、医師が地域の医

療機関での就業に対するインセンティブを損ない、医師確保対策を後退させるものであると考える。

③名古屋国税局（非課税の判断）

名古屋国税局は、平成二十四年三月、県が実施する医学生修学資金（奨学金）の事例について、イ、卒業後の勤務先となる指定医療機関のうち都道府

非正規雇用や就職難の広がりなどで、学生時代に借りた奨学金を返還できないケースが増えている。日本学生支援機構における未返還額は年々増加し、昨年三月の時点で過去最大の八七六億円にも達しているそうだ。さらには、奨学金を貸し出している日本学生支援機構が、学ばない学生に対して奨学金を打ち切っていると新聞紙上で報じられている。

さて、看護師向けの奨学金制度は、今や多くの病院で設けられている。しかし、制度の定着とは反対に、奨学金免除時の課税関係については明確な解釈がなく、また、医学生と看護学生で国税の判断が分かれている事例がある。

今回は、制度定着とは逆行する国税の解釈について紹介してみたい。

○奨学金返還免除時の課税関係

医学生・看護学生に対する奨学金の課税関係は「表1」のとおりである。

雇用関係にある者（将来雇用関係にある予定者を含む）への奨学金の無利息貸与および返還免除は、「職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講

費用に充てるものとして支給する金品」については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくてもよいということになっている。

なお、奨学金等に関する所得税の規定は、「表2」のとおり基本通達九一四一六まで用意されている。この三つの通達は、修学資金は原則給与課税の対象となるが、

- ・業務の遂行上必要な金品、
- ・学校教育法第一条の学校の修学資金、

の二つだけは、適正なものであれば給与課税しなくてもよいという関係になっている。

○判断の分かれた国税当局の文書回答事例

①国税庁（非課税の判断）

独立行政法人国立病院機構が全国一四五の病院すべてにおいて看護学生に対する奨学金制度を実施しているが、無利息で奨学金の貸与を受ける看護学生が、卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、看護師等としてその貸与期間相当の期間業務に従事した時は、奨学金の返還債務を免除することとしている。

この場合の奨学金の無利息貸付けおよびその返還債務を免除したことによる経済的利益については、国税

庁は課税しなくて差し支えないという回答を平成二十二年一月に行っている。

実は、この国税庁の文書回答が公表された後、直近の税務調査において奨学金の返還免除が給与課税とされた事例について、おのおの所得税の還付がなされた。

②大阪国税局（課税の判断）

大阪国税局は、平成二十二年一月に公表した文書回答事例において、自治体の医学生修学資金（奨学金）について、その自治体立病院での一定期間の勤務を条件として返還を免除された場合、返還を免除された年の給与所得として課税すべき、との見解を示した。

その課税と判断した理由は、次の三つである。

イ、医師の場合には、勤務医としてだけでなく、開業医として独立することも可能である。

ロ、享受することになる経済的利益の額も多額（医科大学在学の六年間で二〇〇万円）であり、基本通達九一五の強い課税しないこととしている趣旨、範囲を大きく逸脱することになると考えられる。

ハ、臨床研修医および専門研修医については、すでに医師免許を取得し

県が直接運営する医療機関はその一部にすぎず勤務先の選択について修学生（奨学生）の希望が尊重されること、ロ、修学資金（奨学金）の額が入学金・授業料・下宿代・通学費用・食費・教科書や医学書の購入費用など学資金として相当なものであること——から、その返還免除益について課税しないとの見解を示した。

○日本医師会の要望

大阪国税局の回答を受けて、日本医師会は、「国は、都道府県に対し、地域医療再生計画に「地域枠」の医学部定員増を設けて、医師確保のための奨学金を設定する政策を推進している。それにもかかわらず、その政策効果を著しく損なう課税のあり方には、大きな疑問を持たざるを得ない。地域医療確保の観点から、修学資金による医学生支援は、医師不足解消策として極めて重要であることから、「地域枠」における医学生支援等地域医療確保のための医学生修学資金等の返還免除について、給与所得として課税されないよう必要な措置が望まれる」という税制改正要望を行っている。

今回は、奨学金制度の現状と今後についてふれてみたい。